

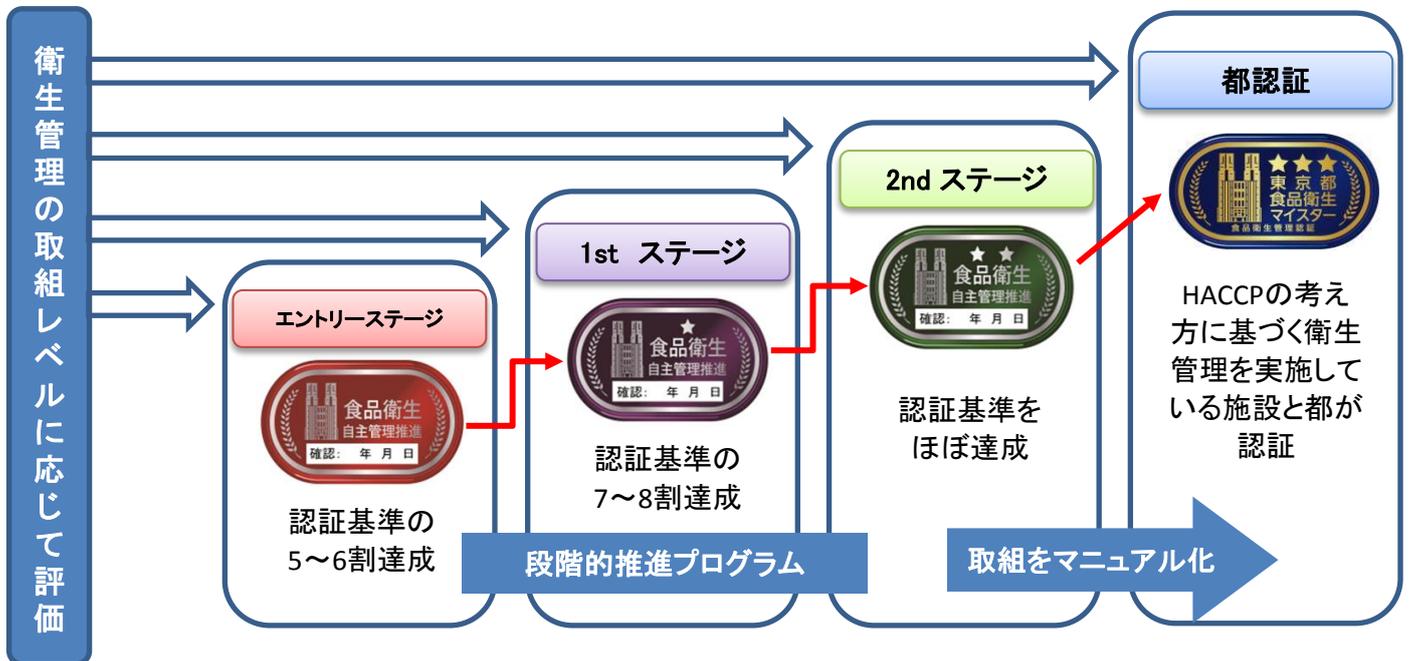
東京都食品衛生自主管理認証制度のご案内

東京都HP「食品衛生の窓」<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shokuhin/ninshou/index.html>

◆東京都食品衛生自主管理認証制度とは？◆

- HACCPの考え方に基づく衛生管理を評価する仕組みです。
- 都認証の取得は「衛生管理の着実な実施」+「マニュアル整備」が要件です。
- 本制度の内の「段階的推進プログラム」により、徐々にステップアップできる仕組みとしています。
- 東京都により、認証取得を目指す事業者向けの講習会、マニュアル作成セミナーなどの支援を行っています。
- 都認証シンボルマークの掲示により、食の安全推進をアピールできます。
また、取得店舗・施設は都のホームページで公表されます。

◆本認証制度評価の仕組み◆

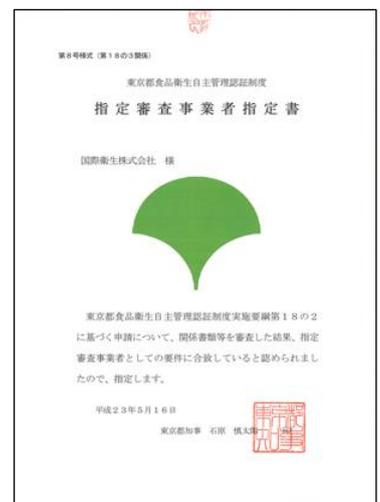


◆国際衛生(株)は「指定審査事業者」です◆

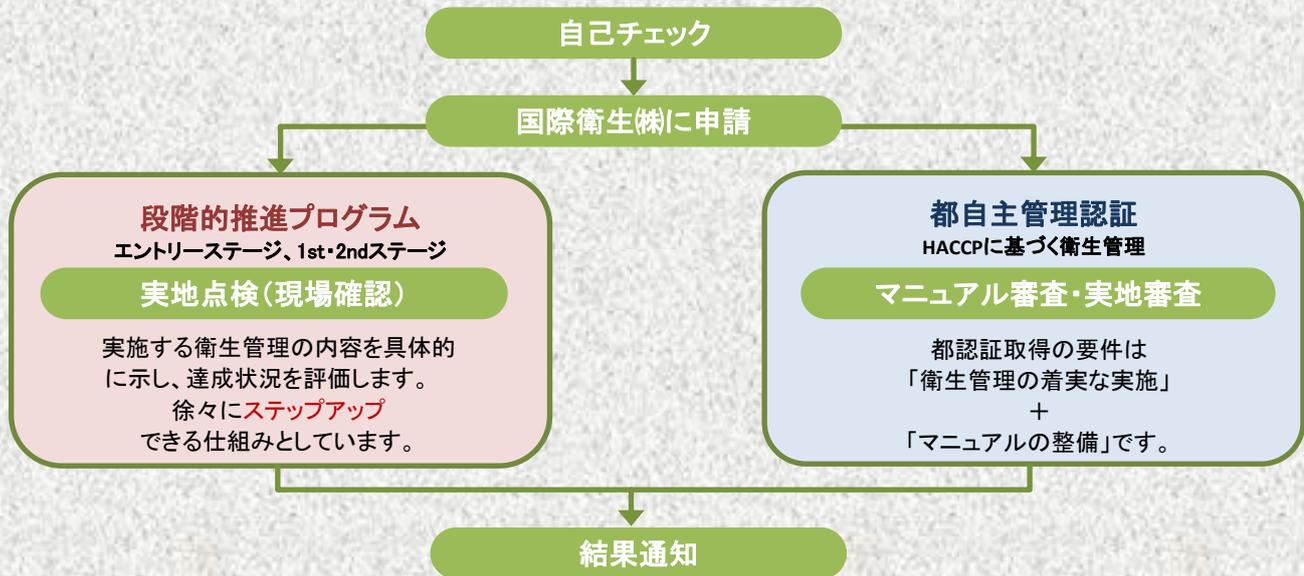
国際衛生(株)は、東京都より第三者認証機関である「指定審査事業者」の指定を受け、本制度の認証に係る審査業務を行っております。

◆都認証の有効期間◆

- 初回認証の有効期間は1年間となります。
- 更新1回目、認証の有効期間は3年間となります。
- 更新2回目以降、認証の有効期間は5年間となります。



◆業務の流れ(申請から結果通知まで)◆



◆申請に必要な手数料(基本料金、税抜)◆



※上記基本料金をもとに、対象施設の規模や所在地を考慮し、見積を提出致します。
※本部認証に係る手数料は、お問合せください。

◆ご申請の前にご連絡ください◆

本制度について、事前に重要事項の説明があります。下記の当社担当窓口までご連絡ください。

担当窓口

電話またはFAXにて下記の部署にお問合せください。

■ 担当窓口
国際衛生株式会社 技術本部 東京都食品衛生自主管理認証制度 事務局
〒300-2635 茨城県つくば市東光台5-9-7
電話: 029-848-1702(代) FAX: 029-847-6570

■ 受付時間
月曜日～金曜日(祝祭日及び年末年始を除く) 9:00～17:15